

甲府市環境審議会委員の公募要領

(公募の趣旨)

第1 この要領は、甲府市環境基本条例（平成13年3月23日条例第5号）第25条に規定する環境審議会の委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の数)

第2 公募する委員の数は若干名とする。

(公募委員の資格)

第3 委員の応募資格は次のとおりとする。

- (1) 本市に在住又は在勤若しくは在学している者とする。ただし、政党役員及び政党職員その他政治団体関係者は除く。
- (2) 本市において他の審議会等の委員となっていないもの
- (3) 本市の特別職並びに常勤の一般職及び議員でないもの

(公募の方法等)

第4 委員の公募は、広報こうふまたは甲府市ホームページ等(以下「広報こうふ等」という。)に募集記事を掲載して行う。

2 前項の公募は、次の条件による作文(以下「作文等」という。)の提出を求めることにより行うものとする。

- (1) 所与の課題によるものとする。
- (2) 800字程度（400字詰め原稿用紙に2枚以内）とする。
- (3) 筆記具は、不問とする。
- (4) 未発表のものに限る。

3 前項の規定により提出された作文等は、返却しないものとする。

(選考の方法)

第5 委員の選考は、第4第2項の規定により提出された作文等の書類選考により行う。

2 前項に規定する選考は、環境部の部長、室長及び課長で行い、最終決定は市長が行う。

3 選考基準については、所与の課題に対する趣旨の理解度及び環境に関する認識度を考慮し、客観的かつ総合的に判断する。

(応募者への通知)

第6 選考の結果は、選考後速やかに当該申込者に通知するものとし、委員に選任された者の氏名等は、広報こうふ等に掲載し公表するものとする。

(著作権)

第7 提出された作文の著作権は、甲府市に帰属するものとする。

(事務の所管)

第8 公募に係る事務は、環境政策課が所管する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。